

第5回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年5月29日(金) 午前 10時 00分
午前 時 分

2. 場所 竹原市民館 3階 第5会議室

3. 出席農業委員 1 西野委員, 4 山元委員, 5 祐本委員

欠席農業委員 2 赤坂委員, 3 石本委員

出席推進委員 沖野推進委員, 土居民喜推進委員, 土居敏一推進委員,
吉木推進委員, 渡橋推進委員, 山本推進委員

欠席推進委員 下垣内推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員

5. 審議案件

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について

議案第24号 非農地証明申請について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第8号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第5回竹原市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者に、1番西野委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町字桑垣内2499番1、2500番1、2500番2、2503番1、2504番1、字西上条10611番2、甲10612番2の7筆、地目は田が2筆、畑が5筆、面積は計3,828㎡です。</p> <p>申請の事由は、自宅周辺で農業経営を開始する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は野菜・果樹を作付け予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約38.3aで下野町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から北西に約950m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、新庄町字片山710番1、710番4、711番1、711番4の計4筆、地目はいずれも田、面積は計2,256㎡です。</p> <p>申請の事由は、以前から当該農地を借りて耕作しており、所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は水稻を作付け予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約51.9aで新庄町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南東に約1,050m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は，西野町字兼友2147番2の1筆，地目は田，面積は174㎡です。 申請の事由は，自宅周辺で耕作する目的で所有権を移転するために申請されたものです。 営農計画は野菜を作付け予定です。 経営面積は今回の申請地を含め約116.7aで西野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は，莊野小学校から東に約350m付近にあります。 現地確認したところ，耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は，吉名町字観音谷1694番1の1筆，地目は田，面積は953㎡です。 申請の事由は，経営規模を拡大する目的で貸借権を設定するために申請されたものです。 営農計画はネギ，白菜等の野菜類を作付け予定です。 経営面積は今回の申請地を含め約79.1aで吉名町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は、旧吉名小学校から北に約 1000m 付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 2，議案第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町字秋井 3241 番 4（仮換地街区 8 街区 2-2）の 1 筆，地目は田，面積は 307 m ² （換地後の面積は 206.46 m ² ）です。 申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転する ものです。 用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある 第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、竹原市役所から北に約 1,050m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 5 ページをご覧ください。 2 番の申請地は，下野町字秋井 3241 番 1（仮換地街区 8 街区 2-1）の 1 筆，地目は田，面積は 307 m ² （換地後の面積は 206.46 m ² ）です。

	<p>申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北に約1,050m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、下野町字秋井3241番5（仮換地街区8街区2-3）の1筆、地目は田、面積は412㎡（換地後の面積は277.57㎡）です。</p> <p>申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北に約1,050m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に4番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、下野町字西上条2697番、2699番1、2699番2の3筆、地目はいずれも田、面積は計1,609㎡です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、東野小学校から南東に約900m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は、西野町字有場1647番の1筆、地目は田、面積は計1,213㎡です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、荘野小学校から西に約1,650m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に6番と7番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 6番の申請地は、吉名町字岩坪2340番1の1筆、地目は田、面積は1,122㎡です。 7番の申請地は、吉名町字岩坪2339番1の1筆、地目は田、面積は634㎡です。 これらの申請地は、一体的に太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は、吉名学園から北に約600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に8番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 8番の申請地は、吉名町字岩坪2338番1の1筆、地目は田、面積は759㎡です。 申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。

吉木 推進委員	申請地は、吉名学園から北に約 600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 9 番と 10 番は関連がありますので一括して審議をおこないます。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 9 番の申請地は、吉名町字岩坪 2401 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 1,151 m ² です。 10 番の申請地は、吉名町字岩坪 2408 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 200 m ² です。 これらの申請地は、一体的に太陽光発電設備の用途で利用することに伴 い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は、吉名学園から北に約 500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 11 番と 12 番は関連がありますので一括して審議をおこないます。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 11 番の申請地は、吉名町字岩坪 2411 番 1, 2411 番 2 の計 2 筆、 地目はいずれも畑、面積は計 799 m ² です。

	<p>12番の申請地は、吉名町字岩坪2410番1の1筆、地目は田、面積は461㎡です。</p> <p>これらの申請地は、一体的に太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
吉木推進委員	<p>申請地は、吉名学園から北に約450m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に13番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>13番の申請地は、吉名町字岩坪2325番の1筆、地目は畑、面積は1,160㎡です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
吉木推進委員	<p>申請地は、吉名学園から北に約400m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 14 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 9 ページをご覧ください。 14 番の申請地は，吉名町字毛木沖 5254 番 61 の 1 筆，地目は田， 面積は 1,507 m ² です。 申請地は，太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転 するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で， 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は，竹原浄化センターから西に約 550m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします す。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 15 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 10 ページをご覧ください。 15 番の申請地は，竹原町字多井一ノ割 2853 番 1 の 1 筆，地目は田， 面積は 1,104 m ² です。 申請地は，太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転 するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で， 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は，旧竹原西保育所から北西に約 450m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします す。
	「質疑，意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 16 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の 6 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。</p> <p>16 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2853 番 3 の 1 筆、地目は田、面積は 1,388 m²です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。</p> <p>本件につきましては、令和元年 1 2 月 2 6 日に開催の令和元年第 1 2 回総会において、農振除外申請を承認していただいた案件になります。転用目的は太陽光施設用地とするものでありますが、農振除外申請時に既に今回転用申請している㈱グッドハウスで経済産業省の事業認定を受けていたにもかかわらず、誤って系列会社の㈱グッドフィールドで申請していました。</p> <p>この度、所有者と事業者の連名で利用者を㈱グッドフィールドから㈱グッドハウスに変更する旨の農業振興地域整備計画変更申出変更書が提出されており、利用者名を誤ってしまった事を深く反省しております。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は、旧竹原西保育所から北西に約 450m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 17 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の 7 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>17 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2819 番の 1 筆、地目は田、面積は 1,044 m²です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。</p>

	説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は、旧竹原西保育所から西に約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 18 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 7 ページ、参考資料の 12 ページをご覧ください。 18 番の申請地は、福田町字西ヶ迫 3815 番 1, 3816 番 1, 3817 番, 3818 番 1, 3819 番 1, 3820 番 1, 3821 番 1 の計 7 筆、地目はいずれも田、 面積は計 1,742 m ² です。 申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転 するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、竹原クリーンセンターから北に約 50m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3, 議案第 23 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における 履行延期承認申請について」を議題といたします。1 番について事務局 の説明をお願いします。
局長	議案の 8 ページ、参考資料の 13～16 ページをご覧ください。

	<p>本議案は、平成 27 年 12 月 18 日付指令竹農委第 5 号により農地法第 5 条に基づく一時転用許可を受けた土地の履行延期承認申請についてでございます。</p> <p>転用目的は資材置き場で、利用期間を令和 2 年 6 月末までから令和 3 年 3 月 31 日までに延期するものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって履行延期を承認いたします。</p> <p>次に日程第 4，議案第 24 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 9 ページ，参考資料の 17 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、小梨町字小吹山 2091 番 4 の 1 筆，地目は畑，面積が 1,887 m² の農地です。</p> <p>申請地は、平成の初め頃から耕作放棄し，現在は山林になっていることから地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第 2 種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った渡橋推進委員から補足説明をお願いします。</p>
渡橋 推進委員	<p>申請地は，ピースリーホーム バンブー総合公園から北に約 1700m 付近にあります。</p> <p>現地確認時，山林状態となっており，耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。続きまして、日程第 5，報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の 10 ページ、参考資料の 18～21 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 4 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は 9 件、筆数は田 11 筆、畑 27 筆の計 38 筆 面積は計 12,801.57 m² の届出がありました。詳細につきましては参考資料の 18～21 ページをご確認ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に日程第 6 報告第 8 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 11 ページ、参考資料の 4 ページ及び 22 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 4 月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。</p> <p>件数は 1 件、施設の種類の農業用倉庫 1 棟、施設の面積は 120.25 m² です。</p> <p>本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を建設する場合であって、農業施設の規模が 2a (200 m²) 未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。</p> <p>詳細につきましては参考資料の 22 ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より 2 点説明します。</p> <p>1 点目は、令和 2 年 3 月 30 日に開催の令和 2 年第 3 回総会において条件付きで承認いただいた堂面氏から㈱TB パートナーズへ太陽光発電設備の用途で利用することに伴い農地転用を行う農地法第 5 条申請についてでございます。</p> <p>本件につきましては、隣接する農業用水路の境界が不確定であるため、下流域の水利権を守る目的で水路幅を確保するために境界確定をし、水路との境に擁壁を設置することを条件に許可を保留していたものであります。申請者は指示に基づき 4 月に水路を管理する竹原市建設課と対岸の所有者と境界立会を行いました。建設課と対岸所有者の間で境界の位置に疑義が生じ、境界が未確定の状態となっております。</p> <p>そこで、申請者側から将来境界がどちらに確定しても影響のないように申請者側の土地に後退して擁壁を設置する代替案が提出され、建設課から了承が得られております。これをもって、水路幅の確保が図れたものとして、農地法第 5 条の許可をおこなってもよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。続いて事務局より協議事項があればお願いします。
事務局	<p>次に空き家に付随する農地の権利取得における下限面積要件について、現在検討しておりますので検討内容についてお伝えいたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号において、譲り受ける農地を合わせて50a以上所有していないと譲り受けることができないと規定されていますが、竹原市では、農地法施行規則第17条に基づき別段面積を設定し、田万里町、仁賀町、西野町、新庄町、東野町については20a以上、それ以外の地域については10a以上を所有していれば農地の譲り受けができるようにしております。</p> <p>近年、本市において、遠方に在住の農地の相続人から、管理が難しいため、空き家を含めて農地を誰かに譲渡したいが、下限面積以下の農地であり、取得農地と合わせて下限面積を超える人でないと農地法第3条により譲渡できないため譲渡が進まないという相談を受けています。</p> <p>一方、空き家を求めての移住希望者も増加しておりますが、移住希望者の要望として空き家に隣接した小規模農地の取得があげられています。</p> <p>県内においても既に5市が空き家に付随する農地の下限面積の引き下げを行っております。</p> <p>本市としましても農地の権利移動の流動化を図り、もって遊休農地の解消及び定住促進に寄与することを目的に「空き家に付随する農地の別段面積指定要領」を制定し、空き家に付随する農地の下限面積を軽減することについて検討しております。委員改選後の7月総会にて提案させていただきますのでご検討をお願いいたします。</p>
議 長	以上をもちまして、令和2年第5回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月29日

議 長 祐本 征武

署名委員 西野 勇一